



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社マーケットエンタープライズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 泰士  
(コード:3135、東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 今村 健一  
(TEL 03-5159-4060)

### 第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 14 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 7 回及び第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

#### 1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 8 月 30 日
(2)	発行新株予約権数	第 7 回：2,000 個、第 8 回：1,200 個
(3)	発 行 価 額	第 7 回：1,200,000 円（新株予約権 1 個につき 600 円） 第 8 回：120,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 総額：1,320,000 円
(4)	当該発行による 潜在株式数	320,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	総額 181,160,000 円（差引手取概算額:169,160,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,320,000 円 新株予約権行使による調達額：179,840,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	各回号 1 株当たり 562 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者中村彰利に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員（以下「当社役員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライ

		<p>ン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>&lt;第7回新株予約権の主な行使条件&gt;</p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、第7回新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>&lt;第8回新株予約権の主な行使条件&gt;</p> <p>受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、第8回新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p>
--	--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### <本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である小林泰士を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、中村彰利を受託者（以下「本受託者」または「中村氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、2つの以下のプランによって構成されます。

新株予約権の種類及び個数	人事評価期間	新株予約権交付日	新株予約権の行使期間
第7回新株予約権 (2,000個)	平成30年6月期 ～平成32年6月期	平成32年10月1日	平成32年10月1日 ～平成39年8月31日
第8回新株予約権 (1,200個)	平成33年6月期 ～平成35年6月期	平成35年10月1日	平成35年10月1日 ～平成39年8月31日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。

そして、本受託者が取得した本第7回新株予約権は平成32年10月1日付で確定する受益者に対して、本第8回新株予約権は平成35年10月1日付で確定する受益者に対して交付します。本第7回新株予約権については、前事業年度から当事業年度に至る戦略的投資期間を経ることで、当社の収益性が上昇することに対する成果を評価対象とするものである一方、本第8回新株予約権については、当社が直近の業績、社内体制等に鑑み、新たな中長期的な経営指標として定めた利益水準に達することに対する成果を評価対象とするものであることから、それぞれの新株予約権について評価期間が異なるものであります。また、人事評価期間における当社役職員のパフォーマンスと当該パフォーマンスが具体的な数値となって発現する時期が必ずしも一致せず、ある程度のタイムラグが発生する可能性があると考えられるため、人事評価期間と行使条件に定められる業績水準の達成期間が相違しているものであります。

なお、受託者より本新株予約権の交付を受ける者（以下、「受益者」といいます。）は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本インセンティブプランは、各人事評価期間中に、①毎年2回行われる当社所定の人事評価と被評価者の職位に応じて付与されるポイントをどれだけ獲得したか、その数量に応じて本新株予約権を配分する「ポイント」制度と、②毎年2回行われる通常の人事評価に加えて、毎年1回検討、選出される(a)当社の企業価値の向上（具体的には売上・粗利獲得に限らず、業務の効率化、工数削減、新業務フローの確立、重要業務の維持運用等を含みます。）に特に貢献した既存の当社役職員等、及び(b)新たに入社した当社役職員等のうち今後当社の企業価値向上への貢献（具体的には当社の企業価値向上に資する既存事業の拡大伸張や新規事業の立ち上げについて、当該事業の執行責任者として遂行が出来ること）が期待される者に対して本新株予約権が付与される「インセンティブパッケージ」制度の二つによって構成されております（本第7回新株予約権については、平成30年6月期から平成32年6月期までを人事評価期間とし、平成32年10月1日に交付が行われ、本第8回新株予約権については、平成33年6月期から平成35年6月期までを人事評価期間とし、平成35年10月1日に交付が行われます。）。

また、それぞれの新株予約権について、評価期間終了後に行われる配分については、まずインセンティブパッケージを獲得した者が優先的に本新株予約権の配分を受け（既存社員：1人当たり10個、新規社員：1人当たり100個）、次にポイントを獲得した当社役職員等がその残余の本新株予約権を各人の累積獲得ポイント数に応じて比例按分して配分を受けることとされております。

なお、実際の本新株予約権の配分及び交付は、交付日に先立ち開催される、委託者を除く取締役及び／又は監査役を構成員とし、その過半数が社外役員である評価委員会によって最終的に承認されることとされております。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社役職員等の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社役職員等にも本新株予約権を交付することができるため、交付日まで退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンテ

イブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、第7回新株予約権の権利行使には、経常利益を2期合計で5億円という業績達成条件が、また、第8回新株予約権の権利行使には、経常利益を単年で10億円という業績達成条件が定められておりますが、当該目標数値設定の背景は、以下のとおりであります。

当社は、平成32年6月期に売上100億円・営業利益10億円を達成することを目標として掲げておりましたが、直近の業績、社内体制等に鑑み、設立20年を迎える平成38年6月期までの間に経常利益10億円を達成することを新たな経営目標として掲げることいたしました（このことが第8回新株予約権の達成条件に反映されております）。その目標指標の達成に向け、前事業年度並びに本事業年度の2期間を長期的な飛躍に向けた戦略的投資期間と位置づけ、人員や設備の拡充等、積極的な先行投資を実施しておりますが、投資期間終了後の収益性向上におけるマイルストーンとして、平成34年6月期の間までに経常利益を2期合計で5億円と設定いたしました（このことが第7回新株予約権の達成条件に反映されております）。

このような業績目標を定めることで、過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

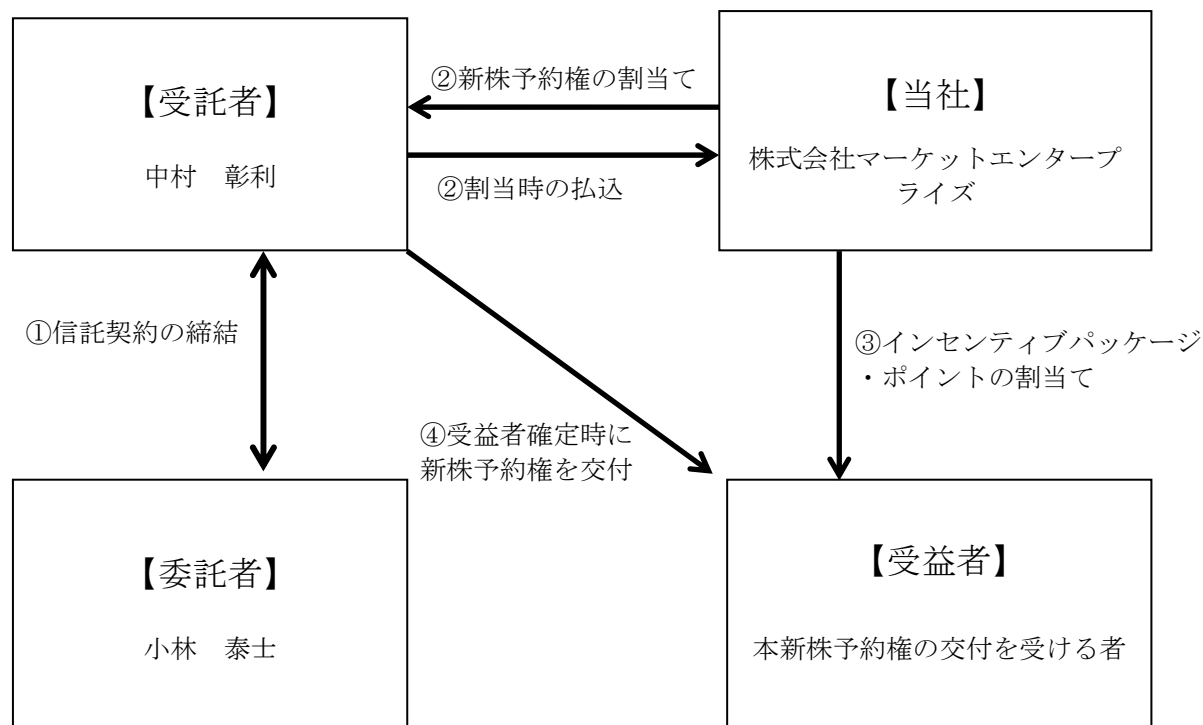
なお、当社は本日付で、本第7回新株予約権と同様の業績達成条件が設定された新株予約権（第6回新株予約権）の発行を決議しております。詳細につきましては、本日公表の「業績目標コミットメント型ストックオプション（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。かかる第6回新株予約権については、当社代表取締役である小林泰士を対象としたものでありますが、これは、本インセンティブプランの性質上、当社役職員等のうち信託の委託者である小林泰士だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことから、本インセンティブプランとは別枠で直接に新株予約権を割当てることが適切であると判断したものであります。

このように、信託を用いた本インセンティブプランと新株予約権を直接取得する従来型の有償新株予約権を併せて実施することにより、当社グループ全体の結束力及び一体感を高め、より一層の意欲及び士気の向上を期待するものであります。

#### <本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	小林 泰士
受託者	中村 彰利
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	平成29年8月25日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	第7回新株予約権：平成32年10月1日 第8回新株予約権：平成35年10月1日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年8月25日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である小林泰士が本受託者である中村氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 29 年 8 月 14 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である中村氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社役職員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 本信託の信託期間満了時（交付日）に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者が死亡した場合については、信託法第 62 条第 1 項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
181,160,000円	12,000,000	169,160,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（1,320,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（179,840,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、各本新株予約権それぞれについて、以下の条件に基づいて一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を第7回新株予約権については1個当たり600円、本第8回新株予約権については1個当たり100円と算出しております。

##### <第7回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の562円/株、株価変動性（ボラティリティ）61.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.066%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額562円/株、満期までの期間10年、業績条件）

##### <第8回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の562円/株、株価変動性（ボラティリティ）61.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.066%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額562円/株、満期までの期間10年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、各本新株予約権の1個当たりの払込金額

を、当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年8月10日)の東京証券取引所における普通取引の終値562円を参考として、当該終値と同額に決定いたしました。

さらに、社外監査役である山崎眞樹から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は320,000株(議決権数3,200個)であり、平成29年6月30日現在の当社発行済株式総数5,077,000株(議決権数50,762個)を分母とする希薄化率は6.30%(議決権の総数に対する割合は6.30%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役員等の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数320,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約20,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

氏名	中村 彰利	
住所	千葉県千葉市中央区	
職業の内容	税理士 (あいわ税理士法人所属)	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	受託者の所属する税理士法人は、当社の税務顧問であり、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っており、当社の税務に関する諸手続きを行っております。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年8月14日現在のものです。

2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても自ら専門の調査機関(レストルジャパン21株式会社)に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がない旨の報告書入手することにより確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である中村氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生

じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者の所属するあいわ税理士法人は、当社の税務顧問であるため、本受託者は当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、中村氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である中村氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日（第7回新株予約権：平成32年10月1日、第8回新株予約権：平成35年10月1日）まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である小林泰士が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成29年8月25日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

### (5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社WWG	31.52%	株式会社WWG	29.65%
小林 泰士	26.40%	小林 泰士	24.83%
加茂 知之	11.82%	加茂 知之	11.12%
Y J 1号投資事業組合	7.88%	Y J 1号投資事業組合	7.41%
株式会社S B I証券	2.61%	株式会社S B I証券	2.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.33%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.19%
株式会社オークファン	0.90%	株式会社オークファン	0.85%
佐藤 崇弘	0.79%	佐藤 崇弘	0.74%
中辻 哲朗	0.49%	中辻 哲朗	0.46%
サイブリッジグループ株式会社	0.46%	サイブリッジグループ株式会社	0.44%

(注) 1. 募集前の保有比率は、平成29年6月30日現在の株主名簿上の株式数に基づく議決権数を基準としております。

2. 募集後の保有比率は、平成29年6月30日現在の所有議決権数を、平成29年6月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先である中村氏は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示していません。



5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

#### 8. 今後の見通し

当期の業績予想については、本日公表いたしております「平成 29 年 6 月期 決算短信」に記載のとおりであります。

なお、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

##### ○支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、支配株主である当社代表取締役である小林泰士を委託者とした信託契約の締結を前提としているため、支配株主との取引等に準じて以下の手続きをとっております。

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、平成 29 年 2 月 10 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社代表取締役小林泰士は、支配株主に該当致します。支配株主との取引が生じる場合には、当該取引のそもそもの必要性はもとより、一般の取引条件と同様の適切なものとするを基本条件とし、取引の内容及び妥当性につき、当該取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会にて審議の上、取引実行の決裁を下すものとしております。このプロセスを経ることで、少数株主の保護に努めております」

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、当社は、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであると判断しております。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、割当予定先である小林泰士は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外監査役である山崎眞樹より、本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、業績目標の達成を通じて当社の企業価値が向上することが期待できること、支配株主と利害関係を有しない第三者評価機関の算定した評価額に対価の公正性があること、また、発行手続きについても当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、本新株予約権の発行は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をj得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体・連結)

決算期	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
売上高	3,988,688千円	4,863,308千円	5,630,708千円
営業利益	237,683千円	96,620千円	△7,418千円
経常利益	227,508千円	93,485千円	4,202千円
親会社株主に帰属する当期純利益	136,739千円	49,637千円	△19,276千円
1株当たり当期純利益	30.68円	9.79円	△3.80円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり純資産	174.11円	183.87円	179.80円

(注1) 当社は平成29年6月期より連結財務諸表を作成しているため、平成27年6月期及び平成28年6月期については個別財務諸表の数値、平成29年6月期については連結財務諸表の数値であります。

(注2) 当社は、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を、また、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成27年6月の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,077,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	180,400株	3.55%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
始 値	2,002.5円	1,750円	921円
高 値	2,150円	2,825円	1,040円
安 値	1,520円	468円	461円
終 値	1,685円	930円	659円

(注) 当社は、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を、また、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成27年6月の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、当該数値を算出しております。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	566円	516円	538円	548円	689円	590円
高 値	589円	549円	569円	752円	715円	590円
安 値	506円	497円	510円	540円	594円	543円
終 値	517円	542円	548円	659円	597円	562円

(注) 平成29年8月の株価については、平成29年8月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成29年8月10日
始 値	566円
高 値	570円
安 値	556円
終 値	562円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募増資（新規上場時）

払込期日	平成27年6月16日
調達資金の額	276,000,000円
発行価額	1株につき1,380円
募集時における発行済株式数	2,270,000株
当該募集による発行株式数	200,000株
募集後における発行済株式総数	2,470,000株
割当先	SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、マネックス証券株式会社、岩井コスモス証券株式会社、松井証券株式会社
発行時における当初の資金用途	今後の業容拡大に向けた仕入基盤拡充に向けた「リユースセンター」の新規開発費用、仕入量・販売量双方の拡大に向けたWEBサービスシステムの開発費用、買取商品量の増加に対応する仕入資金
発行時における支出予定時期	平成29年6月末まで
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

・オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	平成27年6月25日
調達資金の額	78,399,750円
発行価額	1株につき1,215.5円
募集時における発行済株式数	2,470,000株
当該募集による発行株式数	64,500株
募集後における発行済株式総数	2,534,500株
割当先	SMBC日興証券株式会社
発行時における当初の資金用途	今後の業容拡大に向けた仕入基盤拡充に向けた「リユースセンター」の新規開発費用、仕入量・販売量双方の拡大に向けたWEBサービスシステムの開発費用、買取商品量の増加に対応する仕入資金
発行時における支出予定時期	平成29年6月末まで
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

## 株式会社マーケットエンタープライズ第7回新株予約権 発行要項

### 1. 新株予約権の数

2,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 200,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、600 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 562 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 32 年 10 月 1 日から平成 39 年 8 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は、平成 30 年 6 月期から平成 34 年 6 月期までのいずれか連続する 2 期事業年度における経常利益の合計額が 5 億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 受益者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内 1 名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 8 月 30 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成29年8月30日

以上

# 株式会社マーケットエンタープライズ第8回新株予約権 発行要項

## 1. 新株予約権の数

1,200 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 120,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 562 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 35 年 10

月1日から平成39年8月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できるものとする。

② 受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 受益者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年8月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数



- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成29年8月30日

以上